

吉浜川

1 漁業権番号	内共第13号（吉浜川）							
2 漁場の区域	大船渡市三陸町吉浜川口橋下流端の線から上流の吉浜川本流及びその支流の区域							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
		やまめ	竿釣り	吉浜川本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 全長の制限	名称		禁止に係る全長				
		やまめ		13センチメートル以下				
		さくらます		20センチメートル以下				
		いわな		13センチメートル以下				
うぐい		10センチメートル以下						
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
	一般遊漁料	全魚種	やまめ さくらます いわな うぐい	竿釣り	円 500	円 2,000	組合事務所及び指定販売所	
		ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、50円を加算した額とする。						
	遊漁券販売所	名称		電話番号	名称		電話番号	
		組合事務所		0192-45-2151				
5 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。							